

2014 年 5 月 13 日 全 13 頁

法律・制度 Monthly Review 2014. 4

法律・制度の新しい動き

金融調査部 研究員
是枝 俊悟

[要約]

- 4 月の法律・制度に関する主な出来事と、4 月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 4 月は、情報伝達行為等に対するインサイダー取引規制が施行されたこと（1 日）、消費税率が 8%に引き上げられたこと（1 日）などが話題となった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

《 目 次 》

○4 月の法律・制度レポート一覧	2
○4 月の法律・制度に関する主な出来事	3
○5 月以後の法律・制度の施行スケジュール	4
○今月のトピック	
日本版スチュワードシップ・コードと金融商品取引法①～④	5
○レポート要約集	8
○4 月の新聞・雑誌記事・TV 等	13
○4 月の大和総研ウェブサイトコラム	13

◇4月の法律・制度レポート一覧

日付	レポート名	作成者	内容	頁数
7日	法律・制度 Monthly Review 2014.3 ～法律・制度の新しい動き～	是枝 俊悟	その他法律	16
10日	保険会社の海外展開に係る規制緩和 ～2014年の保険業法等の改正法案より～	堀内 勇世	金融制度	4
15日	日本版スチュワードシップ・コードと 金融商品取引法 ① ～日本版スチュワードシップ・コードの概略～	横山 淳	金融商品 取引法	9
16日	日本版スチュワードシップ・コードと 金融商品取引法 ② ～重要提案行為を巡る論点～	横山 淳	金融商品 取引法	10
	日本版スチュワードシップ・コードと 金融商品取引法 ③ ～共同保有者などを巡る論点～	横山 淳	金融商品 取引法	9
17日	日本版スチュワードシップ・コードと 金融商品取引法 ④ ～インサイダー取引規制等を巡る論点～	横山 淳	金融商品 取引法	8
24日	銀行等の議決権保有制限の 独占禁止法ガイドライン改定 ～銀行・保険会社の議決権の保有等の 認可についての考え方～	堀内 勇世	金融制度	5
	英国 ISA の大幅拡充と日本の NISA の展望 ～英国では拠出限度額年約 250 万円、 株式型・預金型の一体運用も可に～	是枝 俊悟	税制	11
25日	カレント・エクスポージャー方式、撤廃へ ～【バーゼル委最終報告】 デリバティブの EAD 算出、リスク感応度を改善～	鈴木 利光	金融制度	8
	REIT とインサイダー取引規制	堀内 勇世	金融商品 取引法	4
28日	配偶者控除の改正で女性の働き方は変わるか ～「103万円の壁」を取り除くために 必要なこととは～	是枝 俊悟	税制	9

◇4月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
1日	◇証券関連制度改正の施行（東証の上場株券に係る時価総額基準等の一部変更措置が解除、情報伝達行為等に対するインサイダー取引規制の施行など）。 ◇税制改正の施行（消費税率が5%から8%に引き上げ、住宅ローン減税の控除限度額が拡充、復興特別法人税の廃止など）。 ◇会計基準の改正の施行（「企業結合に関する会計基準」の改正について早期適用可に、「退職給付に関する会計基準」の改正（算定方法の見直し）について原則適用開始に）。 ◇金融庁、保険業法における責任準備金の前提となる標準利率の改定方法を見直す告示案を公表（5月1日まで意見募集）。
2日	◇金融庁、バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）が「銀行の外部監査」および最終規則文書「カウンターパーティ信用リスクエクスポージャーの計測に係る標準的手法」を公表した旨公表。 ◇国税庁、財産評価基本通達を一部改正。未公開株式の評価における法人税相当額を改定（4月1日に遡って適用）。
3日	◇国税庁、「財産評価基本通達」の一部改正案を公表。上場新株予約権の財産評価方法を定める案（5月2日まで意見募集）。
10日	◇G20財務大臣・中央銀行総裁会議が米国ワシントンで開催される（11日まで）。 ◇バーゼル委、最終規則文書「銀行の清算機関向けエクスポージャーに対する資本賦課」を公表。
11日	◇金融庁、「金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（案）」を公表。親子法人の主幹事引受制限に係る案（5月12日まで意見募集）。
14日	◇金融庁、「『主要行等向けの総合的な監督指針』等の一部改正（案）」を公表。G-SIBsの諸原則の完全遵守に向けた取組みを推進する案（5月13日まで意見募集）。 ◇経産省、「ベンチャー有識者会議とりまとめ」を公表。 ◇金融庁、グローバルな取引主体識別子(LEI)付番機関の募集の結果、東証をわが国の付番機関の候補としてLEI監視委員会に通知する旨、公表。
15日	◇バーゼル委、最終規則文書「大口エクスポージャーの計測と管理のための監督上の枠組」を公表。 ◇欧州議会、高頻度取引（HFT）を規制強化するEU金融商品市場指令（MiFID II）の改正を承認。
16日	◇バーゼル委、「バーゼルⅢの流動性カバレッジ比率（2013年1月）へのよくある質問（FAQ）」を公表。 ◇アジア地域ファンド・パスポート作業グループ（オーストラリア、韓国、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール及びタイ）、アジア地域ファンド・パスポートに関する市中協議報告書を公表（7月11日まで意見募集）。
17日	◇国際会計基準審議会（IASB）、マクロヘッジの会計処理に関するディスカッション・ペーパーを公表。
22日	◇金融庁、「『責任ある機関投資家』の諸原則（案）《日本版スチュワードシップ・コード》～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～」に対するパブリックコメントに対する金融庁の考え方を追加公表。
25日	◇金融庁、平成25年金融商品取引法等改正（1年半以内施行）等に係る政令・内閣府令案等を公表。投資法人の資金調達・資本政策手段の多様化などに伴う措置等の案（5月26日まで意見募集）。 ◇経産省「持続的成長への競争力とインセンティブ～企業と投資家の望ましい関係構

	築～」プロジェクト、「中間論点整理」を公表。 ◇金融安定理事会（FSB）・証券監督者国際機構（IOSCO）、1月に公表した「銀行・保険会社以外のグローバルなシステム上重要な金融機関（ノンバンク G-SIFI）の選定手法」にかかる市中協議文書に対して提出されたコメントを公表。 ◇FSB、第6回アジア地域諮問グループ会合をフィリピン・セブで開催。
30 日	◇国税庁、「接待飲食費に関する FAQ」を公表。 ◇ジョイント・フォーラム、「保険・銀行・証券業界における販売時の情報開示」を公表。 ◇金融庁、アジア金融連携センターを設置した旨、公表。

◇5 月以後の法律・制度の施行スケジュール

日付		施行される内容
2014 年	6 月	◇住民税均等割について年 1,000 円の復興増税が開始。
	7 月 22 日	◇東証、TOPIX100 構成銘柄について、呼値を最低 10 銭単位に縮小。
	10 月 1 日	◇雇用保険の教育訓練給付の支給率を現行の 10%から最大 60%に、支給額を現行の最大 10 万円から最大 144 万円に引き上げ。
	12 月 1 日	◇投資信託等のトータル・リターンの通知制度の適用開始。
	12 月 31 日	◇この日の財産状況に係る国外財産調書から、国外財産調書の不提出・虚偽記載について罰則適用開始。 ◇直系尊属からの住宅取得等資金の贈与税非課税措置の適用期限。
2015 年	1 月 1 日	◇相続税・贈与税の抜本改正（相続税・贈与税の最高税率の 55%への引き上げ、相続税の基礎控除額の 4 割縮減など）の施行。 ◇所得税の最高税率が 40%から 45%に引き上げ。 ◇NISA の 1 年単位の取扱金融機関変更の手続きが可能に。
	4 月 1 日	◇「企業結合に関する会計基準」の改正の強制適用。
	10 月 1 日	◇消費税率が 8%から 10%に引き上げ。 ◇年金生活者支援給付金が支給開始。 ◇厚生年金と共済年金が統合（厚生年金に一元化）。
	12 月 31 日	◇「教育資金の一括贈与非課税措置」における金融機関の口座への拠出可能期間が終了。
2016 年	1 月 1 日	◇公社債税制の抜本改正（申告分離課税化、上場株式等との損益通算など）の施行。 ◇所得税の給与所得控除の上限が 245 万円から 230 万円に縮小。
	4 月 1 日	◇国際課税について総合主義から帰属主義に改正。
	10 月 1 日	◇短時間労働者の厚生年金・健康保険の加入要件が緩和。
2017 年	1 月 1 日	◇所得税の給与所得控除の上限が 230 万円から 220 万円に縮小。
	10 月	◇厚生年金の保険料率が 18.3%に引き上げられ、段階的引き上げが終了。

※2014 年 4 月 30 日時点で決定されている法令・規則等に則って記載している。税制・会計等の適用時期は、3 月決算法人の例を記載している。

◇今月のトピック

日本版スチュワードシップ・コードと金融商品取引法①～④

2014 年 4 月 15 日～17 日 横山 淳

- ① http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20140415_008433.html
 ② http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20140416_008437.html
 ③ http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20140416_008438.html
 ④ http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20140417_008441.html

※図表番号は、「日本版スチュワードシップ・コードと金融商品取引法②」の図表番号に対応している。ここでは、引用元のレポート本文を参照する脚注等を一部削除している。

図表 1 「日本版コード」と「英国コード」

	「日本版コード」の「原則」	「英国コード」の “Principle”
方針の策定・公表	1. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。	1. 機関投資家は、スチュワードシップ責任をどのように果たすかについての方針（注1）を公に開示すべきである。
利益相反	2. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。	2. 機関投資家は、スチュワードシップに関連する利益相反の管理について、堅固な方針を策定して公表（注2）すべきである。
モニタリング （状況の把握）	3. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。	3. 機関投資家は、投資先企業をモニタリング（注3）すべきである。
エンゲージメント	4. 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。	4. 機関投資家は、スチュワードシップ活動を強化する（注4）タイミングと方法について、明確なガイドラインを持つべきである。
協調行動（注5）	—	5. 機関投資家は、適切な場合には、他の投資家と協調して（注5）行動すべきである。
議決権行使	5. 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとど	6. 機関投資家は、議決権行使および議決権行使結果の公表（注2）について、明確な方針（注1）を持つべきである。

	まるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。	
報告等	6. 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。	7. 機関投資家は、スチュワードシップ活動および議決権行使活動について、委託者に対して定期的に報告すべきである。
判断を適切に行うための実力	7. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。	—

(注1) 原文では、“policy”（ポリシー）という表現が用いられている。

(注2) 原文では、「開示」を意味する“disclose”、“disclosure”という表現が用いられている。

(注3) 原文では、“monitor”（モニター）という動詞である。その意味では、「モニターすべき」、「監視すべき」といった方が、ニュアンスとしては近いかもしれない。

(注4) 原文では、“escalate”（エスカレート）という表現が用いられている。

(注5) 原文では、「集会的」、「集团的」を意味する“collectively”という表現が用いられている。その意味では、「集团的行動」といった方が、ニュアンスとしては近いかもしれない。

(出所)「日本版コード」、「英国コード」を基に大和総研金融調査部制度調査課作成。なお、「英国コード」の日本語訳については、平成25年9月18日開催の有識者検討会に参考資料として提出された「英国スチュワードシップ・コード（仮訳）」から引用した。ただし、注釈は筆者による。

図表 2 大量保有報告制度の「一般報告」と「特例報告」の概要

	一般報告		特例報告	
	株券等保有割合	提出期限	株券等保有割合	提出期限
大量保有報告書	5%超	5営業日以内	基準日(注)時点で5%超	基準日(注)から5営業日以内
変更報告書	直前の報告から—1%ポイント以上の増減 —重要な事項の変更	同上	基準日(注)時点で直前の報告から—1%ポイント以上の増減 —重要な事項の変更	同上

(注)基準日は、次の(a)又は(b)から選択することとされている(金融商品取引法施行令14条の8の2第2項)。

(a)各月の第2、第4月曜日(第5月曜日がある場合は、第5月曜日)

(b)各月の15日及び末日

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 3 「目的を持った対話」(エンゲージメント)と「重要提案行為」

「目的を持った対話」の内容	「重要提案行為」に該当する可能性
(A)投資先企業の経営方針等(ガバナンス・資本政策などに関する方針を含む)の説明を求める	基本的には、「重要提案行為」に該当しない可能性が高い(「提案」に当たらないと考えられるため)
(B)自らの議決権行使の方針、投資先企業に対する具体的な議決権行使の予定、自らの株式保有・処分の方針、当該投資先企業の株式の具体的な保有・処分の予定等を説明する	
(C)前記(B)の説明に対する投資先企業のスタンスの説明を求める行為	
(D)株主総会において、質問を行う行為	
(E)株主総会において、具体的な事項の決議を求める行為	基本的には、「重要提案行為」に該当する可能性が高い
(F)前記(C)、(D)の投資先企業の説明が、自らの方針と一致しない場合に、投資先企業の経営方針等の変更を求める行為	基本的には、「重要提案行為」に該当する可能性が高い ただし、例えば、次のように「重要提案行為」に該当する可能性が低いものも想定される ➤ 発行者から意見を求められた場合に、株主が、これに応じて受動的に自身の意見を陳述するといった行為 ➤ 発行者が主体的に設定した株主との対話の場面での意見陳述等
(G)前記(F)のほか、投資先企業の経営方針等の変更を求める行為	

(出所)「法的論点」に基づき大和総研金融調査部制度調査課作成

◇レポート要約集

【7日】

法律・制度 Monthly Review 2014.3 ～法律・制度の新しい動き～

3月の法律・制度に関する主な出来事と、3月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

3月は、政府税制調査会に法人課税ディスカッショングループが設置されたこと（12日）、平成26年度予算・平成26年度税制改正法が参議院で可決・成立したこと（20日）、国内行向けバーゼルⅢが適用開始されたこと（31日）などが話題となった。

金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20140407_008403.html

【10日】

保険会社の海外展開に係る規制緩和 ～2014年の保険業法等の改正法案より～

2014年3月14日、国会に提出された「保険業法等の一部を改正する法律案」の中には、保険会社の海外展開に係る規制緩和が含まれている。

その内容は、我が国の保険会社が海外の金融機関等を買収した場合に、当該金融機関等の子会社のうち、法令上、保険会社グループには認められていない業務を行う会社についても一定期間の保有を認めるというものである。

我が国の保険会社の海外展開を、現状よりも容易にしようとしたものである。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20140410_008414.html

【15日】

日本版スチュワードシップ・コードと金融商品取引法 ① ～日本版スチュワードシップ・コードの概略～

2014年2月26日、「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」は、「『責任ある機関投資家』の諸原則 《日本版スチュワードシップ・コード》」をとりまとめた。

基本的には、英国のスチュワードシップ・コードの諸原則・諸指針をベースとしつつ、投資先企業への関与を強めていく場合のガイドラインや集团的エンゲージメントに関する規定を設けていない一方、企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきことを明記するなど、独自の要素も盛り込まれている。

金融庁は、これに合わせて「日本版スチュワードシップ・コードの策定を踏まえた法的論点に係る考え方の整理」を公表している。これは、日本版スチュワードシップ・コードに基づく機関投資家等の活動によって生じる可能性のある金融商品取引法上の論点（大量保有報告制度、公開買付規制、インサイダー取引規制等）について、金融庁の見解を示したものである。

本稿では、日本版スチュワードシップ・コードの概略を紹介する。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20140415_008433.html

【16 日】

日本版スチュワードシップ・コードと金融商品取引法 ②

～重要提案行為を巡る論点～

2014 年 2 月 26 日、「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」は、「『責任ある機関投資家』の諸原則 《日本版スチュワードシップ・コード》」をとりまとめた。

基本的には、英国のスチュワードシップ・コードの諸原則・諸指針をベースとしつつ、投資先企業への関与を強めていく場合のガイドラインや集团的エンゲージメントに関する規定を設けていない一方、企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきことを明記するなど、独自の要素も盛り込まれている。

金融庁は、これに合わせて「日本版スチュワードシップ・コードの策定を踏まえた法的論点に係る考え方の整理」を公表している。これは、日本版スチュワードシップ・コードに基づく機関投資家等の活動によって生じる可能性のある金融商品取引法上の論点（大量保有報告制度、公開買付規制、インサイダー取引規制等）について、金融庁の見解を示したものである。

本稿では、大量保有報告制度の「重要提案行為」を巡る論点を取り上げたい。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20140416_008437.html

日本版スチュワードシップ・コードと金融商品取引法 ③

～共同保有者などを巡る論点～

2014 年 2 月 26 日、「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」は、「『責任ある機関投資家』の諸原則 《日本版スチュワードシップ・コード》」をとりまとめた。

基本的には、英国のスチュワードシップ・コードの諸原則・諸指針をベースとしつつ、投資先企業への関与を強めていく場合のガイドラインや集团的エンゲージメントに関する規定を設けていない一方、企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきことを明記するなど、独自の要素も盛り込まれている。

金融庁は、これに合わせて「日本版スチュワードシップ・コードの策定を踏まえた法的論点に係る考え方の整理」を公表している。これは、日本版スチュワードシップ・コードに基づく機関投資家等の活動によって生じる可能性のある金融商品取引法上の論点（大量保有報告制度、公開買付規制、インサイダー取引規制等）について、金融庁の見解を示したものである。

本稿では、大量保有報告制度における共同保有者などを巡る論点を紹介する。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20140416_008438.html

【17 日】

日本版スチュワードシップ・コードと金融商品取引法 ④
～インサイダー取引規制等を巡る論点～

2014 年 2 月 26 日、「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」は、「『責任ある機関投資家』の諸原則 《日本版スチュワードシップ・コード》」をとりまとめた。

基本的には、英国のスチュワードシップ・コードの諸原則・諸指針をベースとしつつ、投資先企業への関与を強めていく場合のガイドラインや集团的エンゲージメントに関する規定を設けていない一方、企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきことを明記するなど、独自の要素も盛り込まれている。

金融庁は、これに合わせて「日本版スチュワードシップ・コードの策定を踏まえた法的論点に係る考え方の整理」を公表している。これは、日本版スチュワードシップ・コードに基づく機関投資家等の活動によって生じる可能性のある金融商品取引法上の論点（大量保有報告制度、公開買付規制、インサイダー取引規制等）について、金融庁の見解を示したものである。

本稿では、インサイダー取引規制等を巡る論点を紹介する。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20140417_008441.html

【24 日】

銀行等の議決権保有制限の独占禁止法ガイドライン改定
～銀行・保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方～

独占禁止法 11 条では、銀行又は保険会社が、他の国内の会社の議決権を 5%（保険会社は 10%。以下同じ）を超えて保有等することが原則禁止されている。

この独占禁止法の銀行又は保険会社の議決権保有制限が、2014 年 4 月 1 日から緩和されている。

この緩和は、「独占禁止法第 11 条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」などのガイドラインを改定するという形で行われている。

例外的に制限を超えて保有等することを公正取引委員会が認可する事例が、いくつか追加されている。例えば、銀行等が投資事業有限責任組合の有限責任組合員となり、組合財産として株式を所有等することにより、5%の制限を超えて議決権を 10 年超保有等する場合について、一定の要件のもとで認可することなどが追加されている。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20140424_008465.html

英国 ISA の大幅拡充と日本の NISA の展望

～英国では拠出限度額年約 250 万円、株式型・預金型の一体運用も可に～

2014 年 7 月から、英国の ISA (Individual Savings Account) が大幅拡充される。年間の拠出限度額は約 30%増加し、15,000 英鎊（約 250 万円）となる。また、従来は株式型 ISA では低リスクの投資信託や償還まで 5 年以内の公社債などは購入できなかったが、これらも購入可能となる。このため、今後は、株式型 ISA で株式、公社債、投資信託、預貯金、保険といった幅広い金融商品を 1 口座で一体的に非課税で運用することが可能となる。

そもそも英国の ISA では口座への「拠出額」で非課税枠を管理するため、分配金や売却代金を使って再投資しても非課税枠を消費しない設計になっているなど、日本の NISA と比べ英国の ISA は利便性が高い。

英国の ISA の利便性がさらに高まると、相対的に日本の NISA の使いづらい面が目立つこととなり、NISA の制度拡充の議論にも影響を与えるだろう。もっとも日本の NISA の使いづらい点のうちの多くは日本の投資家および金融機関が乗り越えるべき課題とともに設定されている面もある。NISA の制度拡充に向けてはこれらの課題をクリアすることが重要となるだろう。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20140424_008470.html

【25 日】

カレント・エクスポージャー方式、撤廃へ

～【バーゼル委最終報告】デリバティブの EAD 算出、リスク感応度を改善～

2014 年 3 月 31 日、バーゼル銀行監督委員会 (BCBS) は、最終規則文書「カウンターパーティ信用リスクエクスポージャーの計測に係る標準的手法」(最終規則文書)を公表している。

最終規則文書は、2013 年 6 月に公表された市中協議文書「カウンターパーティ信用リスクエクスポージャーへの資本賦課に関する非内部モデル手法」(市中協議文書)に寄せられたコメント及び定量的影響度調査 (QIS) の結果の慎重な検討・分析を踏まえ、銀行のカウンターパーティ信用リスクエクスポージャー (CCR) の計測に係る標準的手法 (SA-CCR: 市中協議文書では非内部モデル手法 (NIMM) と表記されていた) を導入するものである。

SA-CCR は、現行のデリバティブ取引 (及び長期決済期間取引) の与信相当額 (EAD) の算出における、カレント・エクスポージャー方式 (CEM) 及び標準方式 (SM) に取って代わる手法である。

最終規則文書は、2017 年 1 月から適用される。BCBS によると、このおよそ 3 年の移行期間は、SA-CCR と、(SA-CCR の導入に伴って廃止される) 現行のカレント・エクスポージャー方式 (CEM) 及び標準方式 (SM) との間には重大な相違があることから、相応の準備期間が必要であるという認識に基づいている。

確実に言えることは、SA-CCR は、現行のカレント・エクスポージャー方式 (CEM) に比して与信相当額 (EAD) の算出方法が複雑であるということである。

最終規則文書をわが国で実施するにあたっては、国内基準行に限ってはその大部分が採用しているものと思われる現行のカレント・エクスポージャー方式 (CEM) の選択適用を認めるという緩和措置が採られるか否かが問題となるであろう。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20140425_008472.html

REIT とインサイダー取引規制

上場されている REIT (不動産投信) の投資証券なども、2014 年 4 月 1 日から、金融商品取引法 166 条のインサイダー取引規制の対象となった。

その REIT の会社関係者で、その職務等に関連して重要事実を知った者は、その重要事実が公表される前に、その REIT の投資証券の売買などをしてはならないとされている。

なお REIT 特有の事情を考慮し、会社関係者の範囲などが定められている。

図表を用いて、その内容をごく簡単ではあるが見てみる。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20140425_008473.html

【28 日】

配偶者控除の改正で女性の働き方は変わるか ～「103 万円の壁」を取り除くために必要なこととは～

年間の給与収入が「103 万円」または「130 万円」の範囲に収まるよう就労調整を行っている女性は多く、これが女性の活躍推進を妨げているとされ、「103 万円の壁」、「130 万円の壁」と言われている。安倍首相は税・社会保障上のこうした問題について見直すよう指示し、2014 年 4 月 14 日の政府税制調査会において検討が開始された。本稿では「103 万円の壁」について述べる。

就労調整の 1 つの要因となっている「103 万円の壁」の問題には、103 万円を境に妻の就労に伴い税負担が生じ始めることによる「心理的な壁」と、夫の会社の配偶者手当が支給されなくなることで世帯の手取りが減る「現実的な壁」の問題の 2 つがある。

「103 万円の壁」を取り除くには、前者は配偶者（特別）控除の改正、後者は企業に配偶者手当制度の改正を促すことが必要となる。もっとも、これらの施策が行われても依然として「130 万円の壁」は残るため、女性の就労が促進されるとしても、それは給与収入 103 万円から 130 万円までの範囲に限った話である。女性の活躍推進のためには「130 万円の壁」の問題と合わせた検討が必要であろう。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20140428_008482.html

◇4月の新聞・雑誌記事・TV等

掲載誌名等・日付	タイトル等	担当者
○消費税増税等の家計への影響、実質可処分所得の推移試算等の掲載 毎日新聞（4月1日付朝刊3面） 産経新聞（4月1日付夕刊2面） 読売新聞（4月1日付朝刊1面） テレビ朝日「グッド！モーニング」（4月1日放送）		是枝 俊悟
日経ヴェリタス （4月6日付52面）	英国ISAの改正についてコメント	吉井 一洋
ロイター （4月10日付配信記事）	ライツ・オフアリングの審査強化 についてコメント	横山 淳
東京新聞 （4月18日付朝刊28面）	銀行口座へのマイナンバーの適用 についてコメント	吉井 一洋
経済界 （4月22日号）	JPX日経400についてコメント	吉井 一洋
ダイワインターネットTV （3月28日収録）	会社法改正法案	横山 淳

◇4月の大和総研ウェブサイトコラム

日付	タイトル	執筆者
4月22日	「結論」と「手続」—ガバナンスは人のためならず http://www.dir.co.jp/library/column/20140422_008449.html	横山 淳